

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）木の下地区の換地計画を定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成30年1月26日から同年2月15日まで縦覧に供する。

平成30年1月23日

香川県知事 浜田 恵造